

介護サービス情報の公表調査の基本的な考え方

06年03月 神奈川県実施の
指定調査員研修内容から抜粋
コモンズ21研究所

1. 目的は、利用者の選択（比較検討）に資することです。
2. 評価のように格付け、画一化を目的としません。
3. 公表情報の評価は、利用者自身がするものです。
4. 公表情報の責任は、事業者が有するものです。
5. 客観的事実確認が必要な情報について調査を実施します。
6. 調査は内容の良悪の判断、評価、改善指導は行いません。
7. 事業所としては、公表情報の記入や、調査のプロセスを通じて、サービス改善の道筋を見出す効果があります。